

## 『当院における手術室業務の在り方と今後の展望』

独立行政法人岐阜県立多治見病院 臨床工学部

市橋 孝章

第5次改正医療法施行より、医療機器の安全管理体制の確保が義務付けられた。それに伴い我々臨床工学技士における業務も2010年に領域別に業務指針が作成され、手術室業務では従来から行われてきた人工心肺や除細動器等の生命維持管理装置における保守管理だけでなく内視鏡関連機器の管理も追記された。そのような背景のなか、当院では2016年4月から手術室業務に介入しているが、機器の保守管理やトラブル時の対応のみであり機器管理に関して、未だ十分に行えていないのが現状である。そして、それらのトラブルは術中に発生し再使用可能な滅菌物に多い傾向にあり、先ずそれらに対して事前に点検を行う体制の構築が必要である。その他に、機器の有効性が確保されるよう適切な洗浄や滅菌方法も重ね検討することで、トラブルの削減や医療費の抑制にも繋がる。これらより、当院手術室での臨床工学技士の役割は機器管理を前提とし、多職種との調和を保ちつつ業務のベクトルを業務負担による分業だけではなく、高い専門性を前提に医師や患者の状況に的確に対応した医療を提供することが重要と考える。そして、多職種からの要望にも柔軟に対応できるよう日頃より職域を超えた知識の習得に努め、チーム医療に貢献することが今後の展望である。